

第1回 大阪府障がい者施作推進協議会
手話言語条例検討部会 議事録

日 時：平成28年5月11日（水）
午後2時から4時まで

場 所：大阪赤十字会館4階402号室

○事務局 定刻になりましたので、ただ今から「第1回 大阪府障がい者施策推進協議会 手話言語条例検討部会」を開催させていただきます。

本日の司会を務めます障がい福祉室自立支援課です。よろしくお願いいたします。

それでは、開会に当たりまして、障がい福祉室の室長よりごあいさついたします。

○事務局 皆さま、こんにちは。紹介いただきました大阪府福祉部障がい福祉室長でございます。

「第1回 大阪府障がい者施策推進協議会 手話言語条例検討部会」の開会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げたいと思います。

まずは先月発生いたしました熊本地震でお亡くなりになられた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された方々に対しまして、心よりお見舞いを申し上げたいと思います。

あらためまして、委員の皆さま方には、日ごろから大阪府の障がい福祉行政の推進に格別のご理解、ご協力をいただいておりますこと、この場をお借りいたしまして、厚くお礼を申し上げます。また、何かとお忙しい中、今部会の委員を快くお引受けいただきました。また、本日は会議にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。重ねて感謝申し上げます。

さて、手話につきましては、ご案内のとおりでございますが、平成18年(2006年)に国連総会で採択されました「障害者権利条約」におきまして、手話が言語であるという定義をされまして、国際的に認められたところでございます。国内におきましても、平成23年(2011年)でございますが、障害者基本法の一部改正によりまして、言語として明確に位置づけられたところでございます。

このような状況を受けまして、全国の自治体、2471団体ありますが、すべての議会におきまして、手話言語法制定に向けた意見書が採択されました。

また、鳥取県をはじめ、40を超える自治体、都道府県レベルでいきますと6団体となりますが、手話言語条例が制定されるなど、手話に関する関心が日ごとに増している状況でございます。

大阪府といたしましても、意見書採択の状況なども踏まえまして、手話の普及に向けた取組みを積極的に行いまして、府民の皆さまに、言語として手話を知っていただき、誰もが気軽に手話に親しめる環境を整えていくこと、これが大変重要であると考えております。

委員の皆さま方におかれましては、限られた時間ではございますが、この部会で手話言語条例の方向性や手話の普及に向けた取組みなどについて、忌憚のないご意見を賜りますようお願いを申し上げまして、開会に当たってのあいさつとさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

○事務局 本日ご出席の委員の皆さまを司会からご紹介いたします。なお、私に近い所からお座りいただいている委員の皆さまから順にお名前を読み上げさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

この手話言語条例検討部会の委員ですが、3月25日開催の障がい者施策推進協議会での同協議会条例第6条第2項の規定による会長指名に基づき、委員就任を依頼したものでございます。

まず、忠岡町健康福祉部いきがい支援課長 泉元委員でございます。

四條畷市健康福祉部障がい福祉課長 辰巳委員でございます。

常磐会学園大学国際こども教育学部 兼任講師 山本委員でございます。

株式会社エルアイ武田 事業推進室業務部長 大森委員でございます。

一般社団法人全国手話通訳問題研究会大阪支部長 井澤委員でございます。

国立大学法人神戸大学大学院 人間発達環境学研究科教授 河崎委員でございます。

四天王寺大学大学院人文社会学研究科 教授 慎（しん）委員でございます。

公益社団法人大阪聴力障害者協会会長 大竹委員でございます。

一般財団法人全日本ろうあ連盟副理事長 長谷川委員でございます。

社会福祉法人大阪聴覚障害者福祉会理事 長宗委員でございます。

一般財団法人大阪府身体障害者福祉協会会長の嵐谷委員は、本日も欠席でございます。

なお、現在の委員は11名でございます。本日は過半数以上ご出席いただいております。本会議は有効に成立いたします。

続きまして、事務局ですが、障がい福祉室 室長でございます。

おなじく、障がい福祉室自立支援課 課長でございます。

おなじく、社会参加支援グループ長でございます。

ほか3名が出席しております。よろしく願いいたします。

次に、お配りしている資料の確認をさせていただきます。

「次第」

「委員名簿」

「配席図」

資料1「大阪府障害者施策推進協議会手話言語条例検討部会運営要領（案）」

資料2「手話言語条例にかかる背景（参考）」

資料3「国や大阪府等の「手話言語」に係る主な取組み状況」、3-2、3-3で資料を添付しております。

資料4「手話言語に係る条例を制定した他府県における取組み状況」

資料5「他府県の手話言語条例」、6件ございますので、1と2に分けて添付しております。

資料6「手話言語条例の制定等に向けたスケジュール案等について」、ゲストスピーカーからいただいた資料です。

参考資料「大阪府障害者施策推進協議会条例」

「大阪府障害者施策推進協議会要綱」

「会議の公開に関する指針」

「手話言語法(仮称)」制定を求める意見書（大阪府議会）」

以上でございます。資料の不足等がございませんでしょうか。不足等がございましたら、ご発言お願いいたします。

なお、お配りしております会議の公開に関する指針のとおり、本会議も原則、公開となっております。配付資料のほか、委員各位の発言内容も議事録として、大阪府のホームページで公開する予定です。ただし、委員名は記載いたしません。あらかじめご了解のほど、よろしくお願いいたします。

また、資料の横に委嘱状を机の上に置かせていただきましたので、ご確認お願いいたします。

次に、部会長についてでございますが、3月25日の推進協議会において、同協議会条例第6条第3項により、協議会会長から指名がありましたので、委員にお願いいたします。

それでは、以降の議事進行について、河崎部会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○河崎部会長 神戸大学の河崎です。よろしくお願いいたします。それでは、次第に従い、議事を進めてまいります。

はじめに本日の議題ですが、「次第」のとおり、1つ目に、大阪府障がい者施策推進協議会手話言語条例検討部会運営要領（案）について。

2つ目に、手話言語に係る背景や取組み状況等について。

3つ目に、ゲストスピーカーによる「スピーチ」。

4つ目に、今後の議論の方向性・スケジュールについて進めさせていただきます。

終了は午後4時を予定しております。議事の進行にご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、1つ目の議題について、事務局から説明よろしくお願いいたします。

○事務局 事務局の自立支援課でございます。

それでは、1つ目の議題「大阪府障がい者施策推進協議会手話言語条例検討部会運営要領（案）」についてご説明させていただきます。資料1をご覧ください。

第1条から第5条まで、この会議の運営に関して、基本的な庁内共通ルールのものを定めております。

この会議でございますが、平成26年2月の府議会において、障害者権利条約により手話が言語であると国際的に認知されたこと、次に、障害者基本法において、言語に手話を含むとの規定が盛り込まれたことなどから、聴覚障がい者等に係る手話に関する情報提供や手話に係る教育環境づくり、手話が言語であることを広く示し、国民が手話を習得できるための環境づくりなどを盛り込んだ手話言語法（仮称）の制定を国等に求める意見書が採択されたこと等を受けまして、府においても、手話言語に係る取組みを進めるための条例案を検討すべく設置するものですが、今後、この運営要領案により会議運営を図ろうと

考えております。

この要領案についてのご審議をお願い申し上げます。

○河崎部会長 ありがとうございます。それでは、本部会の運営について、この要領案により進めたいと思いますが、皆さまいかがでしょうか。ご意見等ございましたら、挙手をして発言いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、当部会の運営要領については、この原案どおり進めさせていただきます。

○事務局 ありがとうございます。なお、この要領の施行日でございますが、附則で日付を空けておりますが、現在、ご承認いただきましたので、本日、部会開催日、5月11日をもって施行日とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○河崎部会長 続きまして、議題2に移ります。事務局から説明願いたします。

○事務局 議題2「手話言語に係る背景や取組み状況等」について、資料2から資料5をもとにご説明させていただきます。

まず、資料2でございますが、手話言語条例が全国各地の自治体で制定され、手話言語法の制定に向けて、意見書の採択がすべての自治体の議会においてされているという状況に至るまでの背景を簡単に整理しております。

まず、資料真ん中の手話言語に係る背景といたしまして、明治13年のイタリア国際会議で、ろう教育で口話を教えることが決議され、昭和8年ごろには、ろう学校での手話の使用が事実上禁止になったことから、その後、かなりの年月を経まして、平成18年に、国連障害者権利条約で、「言語には手話などの非音声言語を含むこと」と明記されました。これを受けて、我が国においても、平成23年障害者基本法改正に伴いまして、同法において、「言語に手話を含む」ということが明記されております。

その後、平成25年に鳥取県手話言語条例制定、全国初となりましたが、これを皮切りに、大阪府においても、府議会において手話言語法（仮称）制定を求める意見書の採択が行われまして、現在に至っているところでございます。

他方、手話によるコミュニケーション支援に係る背景といたしましても、整理をさせていただきます。

昭和25年「身体障害者福祉法」施行の後、平成25年「障害者総合支援法」施行や、今年度の「障害者差別解消法」などの施行によりまして、コミュニケーション支援に関しでの制度的な補償や拡充が図られてきているという状況でございます。

資料2については以上でございます。

続きまして、資料3-1をご覧ください。

資料3-1でございますが、国や大阪府における手話言語に係る主な取組み状況を、この手話言語に関しての取組みの運動を行っておられる全日本ろうあ連盟の報告書において、手話に関しての取組みの柱的なものとして示されている五つの区分に沿って、その取組み状況を整理しております。

この五つの区分でございますが、「手話を獲得」し、「手話で学ぶ」「手話を学ぶ」「手話

を使う」、最後に「手話を守る」という五つの区分で整理をされておられます。

それぞれの取組みの具体的な説明は、時間の関係で省略させていただきますが、この資料で浮かび上がってまいりますのが、「手話を獲得する」「手話で学ぶ」といった部分に関して、若干取組みが薄い状況が見られるということで整理ができるのかと思います。

一方、大阪府での取組み状況について、資料3-2で予算と事業の実施状況について、それぞれ主な推移を整理させていただいております。

それぞれ五つの分野について大阪府では事業展開しておりまして、それぞれ両方に推移している中、手話通訳者派遣のための養成研修事業について、新規登録者数が年々減っているところが若干目立つ数字になっているところがございます。

続きまして、資料3-3でございます。

過去3年間にわたる、平成25年度から平成27年度にかけての「身体障害者手帳交付台帳搭載数」「障がい区分聴覚で見られる数字」を整理しております。

平成27年度に関しては、現在、集計中となっておりますし、平成26年度、平成27年度に関して、豊中市がまだ集計作業中であるということで、全体的な数字を正確に把握することができない状況ではございますが、おおむね合計数では、大阪府内全体で少しずつ減っている状況でございます。

続きまして、資料4でございます。

資料4、資料5に関しては、大阪府に先んじて、都道府県レベルで手話言語条例を制定している他府県の条例の制定状況及びその条例に基づく取組み状況を簡単に整理しております。

その6県のうち、現在、具体的に取組みを進めておられるのは、鳥取県と神奈川県のみでございます。その他4県におかれては、現在、計画などの策定の準備等に取りかかっておられる状況でございます。

鳥取県、神奈川県に関しての具体的な取組み状況の紹介については、今回は時間の関係で省略させていただきますが、基本的には、普及・啓発に関しての取組みについて、おおむね取組みが進められているという状況でございます。

資料5では、それぞれの都道府県において、どのような形で条例を制定されておられるかというのを、全日本ろうあ連盟の示された「手話言語条例のモデル」に沿って整理をさせていただきます。

少しずつばらつきがありながらも、基本的には手話言語条例（モデル条例）に沿った制定を進めておられる状況となっております。

議題2の資料の説明に関しては以上でございます。ありがとうございます。

○河崎部会長 ありがとうございます。手話言語を取り巻く状況等についての事実関係をご説明いただきました。本件に関してのご質問等については、次の議題3と併せて、後で承りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議題3として、ゲストスピーカーにお話しいただく機会を設けております。スピーカー

について、事務局よりご説明ください。

○事務局 手話言語について共通認識を持っていただき、今後の部会での議論をより深めていただくため、本部会において、手話言語に関わりのある方にゲストスピーカーとしてお越しいただきました。

日本初のろう弁護士である、北尻総合法律事務所の松本弁護士でございます。

松本さんには45分間のスピーチの後、15分の質疑の時間を設けていただいておりますので、よろしくお願いたします。

○河崎部会長 それでは、松本弁護士、よろしくお願いたします。

○ゲストスピーカー（松本弁護士）

ご紹介いただきました松本と申します。あまり難しいお話はできませんので、自分の感じること、経験したことをお話ししていきたいと思ひます。

気楽にお話しするには、声にこだわるより手話をメインにしたほうがよいので、声での読み取りは通訳の方にお任せするということで、私は、声はなし、手話でお話しさせていただきますと思ひます。よろしくお願いたします。

まず、自己紹介を兼ねまして私の経歴を簡単にお話しさせていただきます。

私は、小学3年生の8歳のときに、急に聞こえなくなりました。まったく聞こえなくなりました。それ以来、70年近く声と音を聞いたことはありません。大きな音は聞こえます。しかし、声のレベルではまったく聞こえません。補聴器を付けてもうるさいだけです。

建前としては、中途失聴、言語的には母語は音声日本語と言われるだろうと思ひます。他の方がご自分のことをそう言われることには、特に抵抗はありませんが、私自身のことを「中途失聴だから母語は日本語でしょう」と言われると抵抗を感じます。私は自分のことは、いつも普通に「ろう者」「ろうあ者」と言っています。手話では、このように手で順に耳と口を押さえます。ろう者かろうあ者かについては、私は特にこだわりはなくどちらでもいいと思ひていますが、そのとき、そのときによって話をしていきます。

母語というのも、生まれたときから聞いて育った言葉なら音声日本語で間違いありませんが、一杯飲んでおしゃべりをするときは手話でやります。そこに日本語が混じるときもあります。話の場と相手によっていろいろです。ですから「母語は日本語」と言われると少し抵抗があるわけです。たとえば一杯飲んでいるときに、「ちょっと飲み過ぎと違うの」と言われて「まだまだ」と答えるようなときは、音声語では「まだまだ」と言うか、「まだまだ、まだまだ」と繰り返して言うかですが、手話でしたら、表現が難しいですが、手と手の距離を離して、片手を振った「まだまだ」（手話で示す）を基本語として、片手を近づけて「まだまだ」としたり離してしたり、手と手の位置、手と手の距離、手の動き方でいろいろな「まだまだ」（手話で示す）を表わします。自然にそうなります。ですから、自分の言葉について手話か日本語かというふうに分けられることは好きではありません。最初にそのことを申し上げておきたいと思ひます。

話しを戻します。小学校3年生のときに聞こえなくなり、6ヵ月間休学しました。元の

小学校に戻ることは断られ、大阪市立聾学校に途中編入となりました。

大阪市立聾学校というのは、手話で教えていたことで日本一有名な学校です。私が入ったときは、手話も口話も何も知らないということで、小学校3年途中からの転校ですがろう学校では小学部1年生の口話クラスに入りました。当時のクラスは三つで「口話クラス」「手話クラス」「併用クラス」です。どう違うかと言うと、私が入った口話クラスでは、声を出しているかどうかは聞こえないのでわかりませんが、「立ちましょう」「朝のあいさつをしましょう」「座りましょう」というふうに口だけで発言します。

手話クラスでは、「起立」「朝のあいさつをしてください」「着席」（手話で示す）というふうに、手話だけで口元を閉じてやります。併用クラスは、手話口話併用だったようです。三つのクラスは授業のやり方が違いますが、遊び時間は、みんな一緒に手話で話していません。口話クラスの生徒も、勉強のときは口話ですが、遊び時間は自然に手話を使っていました。そして、手話を身につけてゆきました。

私は、入った時は1年生でしたが、翌年は3年生、その翌は5年生と飛び級で進級しました。6ヶ月の休学がありますから一年遅れの計算になり、5年生になった時にその計算での学年になったわけです。

その5年生の秋、2学期から聞こえる学校に預けられました。今は、大阪府でも大阪市でも、教育委員会がそのようなことは認めないと思いますが、学籍はろう学校、勉強は小学校というやり方です。当時「委託通学」と言っていました。二重学籍みたいなものです。

毎日小学校に通って勉強しますし、放課後も小学校に残ってボール遊びなんかやりますが、ほとんどの日は小学校が終わるとろう学校に遊びに行っていました。ろう学校の仲間たちと手話でおしゃべりする、ほとんどの先生方は手話ができましたので、職員室に行くと先生方と手話と声の双方でおしゃべりをする、そんな生活をずっと続けていました。

私、卒業式は2回出ています。小学校の卒業式は席に座っているだけ、ろう学校小学部の卒業式は名前を呼ばれて卒業証書をもらいました。修学旅行も両方の学校で行きましたので、2回行っています。

中学校も「委託通学」です。卒業式は1回だけですが、修学旅行はろう学校と中学校と2回行きました。

学校同士が相談して決めたのだらうと思いますが、3年生になった時に学籍が中学校に変わり、形式上はろう学校から離れました。しかし、放課後は、特に土曜日の午後は、しょっちゅうろう学校に遊びに行きました。友達とおしゃべりをする、職員室に行くと先生方とおしゃべりをするという生活は小学校の時と変わりませんし、高校でも同じです。高校は久しぶりに見ましたが、ここの隣りにある大手前高校です。

ずっとこのような学校生活を送りましたので、私があちこちの講演などで言っているのは、ろう学校は自分にとって母港だということです。「母校」ではなくて、母なる港の「母港」だと言っています。何かあったときに帰ることができる場所、帰ったら温かく迎えてくれる場所、悩んだときに相談に行ける場所というイメージです。ずっとそのような生活

が続いたかと思えます。

いろいろな就職差別を受けた話は省略して、大学卒業後に司法試験に合格、弁護士の資格を取りました。今も事務所名として残っているのですが、ある弁護士がおられました。子どもさんが聞こえないので、大阪市立聾学校のPTA会長もされた方です。私が司法試験を受けるときにいろいろ相談をさせていただいた先生です。その先生が、私を事務所の弁護士として採用してくださいました。

その前に、いろいろな事務所をあたりましたが、採用してくれる事務所がありません。最終的に先生に相談に行くと「おまえ、俺のところに来るのが遅すぎる」と言われました。「なんで早く来なかったのか」と逆に怒られました。弁護士としてどう仕事をしてゆくイメージで採用されたのかは、わかりません。私自身わからなかったし、先生もわかっておられなかったかと思いますが、最初の一年間は調査官みたいな仕事をしていたと思います。問題がある、相談がある、そんな時に六法を調べ、裁判例を調べ、学者の研究を調べる、そんな調査の仕事です。ただ、私の担当となった事務員が弁護士志望で法律の勉強をしている人で、その人と一緒にいろいろ考えて、2年目から自己流速記の方法を考えだしました。正式の速記ではなく、良く出てくる言葉を記号化して、とにかく早く書く、しゃべっているとおりに、しゃべっている速度そのままに、という感じで書くという我流の速記を考えだしました。

それ以来、依頼者の方と話をするときも、裁判所の弁論でも、証人尋問でも、全部その方法で続けてきました。

なぜ、手話通訳ではなかったのかといいますと、その当時、手話で同時通訳ができる人は、ろう学校の先生ぐらいしかいなかったのです。大阪では大阪市立聾学校の先生ぐらいで、全国合計でも30人から40人ぐらい、手話で同時通訳ができる人はそれぐらいだったと思います。

ですから、法律事務所の事務員として来てもらえる人の中に、手話通訳ができる人がいるわけではありません。手話サークルも少なく、手話通訳ができる人はいないという時代でした。同時通訳の方法としては、速記を考えるしかなく、正規の速記を習う余裕はありませんから、自己流速記を開発したということです。

ただし、私のあとに、15年くらいに一人の割合でろう者が弁護士になっています。2、3年前でしたか、4人目の弁護士が生まれました。今、私を含めて、東京に3人、大阪に1人、合計4人のろうの弁護士がいます。

そして、後輩の3人は、弁護士として仕事を始めたときから手話通訳者の事務局員がついています。

手話で同時通訳ができる人がいる、その中から法律事務所職員になれる人を探す、それができるようになったということです。それだけ手話が広がってきた、手話通訳のできる人が増えてきたという意味だと思います。

そんな時代になるまでは、私は自己流速記の通訳で仕事をしてきたわけです。今は、私

の仕事を担当する事務職員はイコール手話の同時通訳者であり、どこにでも私に同行し、手話通訳をしてもらっています。

さて、手話について少し説明させていただきます。

要は「手話とは何か」ということですが、手話とはろうあ者の「話し言葉」です。文字がないので「書き言葉」はありません。文章で書く場合は日本語で書きます。将来のことはわかりませんが、今の時点では「話し言葉」だけで「書き言葉」は日本語になる視覚言語、それが手話だと思います。

手話の表現方法には昔から二通りあります。

一つは、手話だけで表現するもの。「立ちましょう」「朝のあいさつをしましょう」「座りましょう」と、すべて口を動かさずに手話だけで表現する方法です。

昔は、高齢者に多かったと思います。口話教育をほとんど受けていなかった人が多かったためです。もっとも、例えば、口話教育を受けたろうの仲間と一緒にコーヒーを飲んだりするなかで、口形を「コーヒー」の形で動かすことを自然に覚えてゆくような場合はあります。コーヒーという音声語を口形で表現できるようになるというわけですが、ほかは口を動かしません。

もう一つは、口話教育を受けた人たちの方法。発音は変ですが少し声が出せる、口を日本語に合わせて動かすことができます。そんな人たちが増えてきました。

たとえば、(立つの手話を示して)これは「立つ」という意味の手話ですが、この「立つ」を手話だけで口形は併用しない人たちと、「立つ」の手話に「たつ」の口形を併用することがある人たちがいるわけです。

表現される言葉にもよりますし、話の全体でなく部分部分についてのことが多いと思いますが、現在では、手話と口形を併用される方が増えてきています。

これに関連して、手話には二つあるとする説があります。一つは「日本手話」と言って日本語とは別の文法を持った言語である手話、もう一つは「日本語対応手話」と言って日本語に対応させて日本語の語順通りに手話を表現する方法、この二つの手話があるという考え方です。特に関東あたりで、そのような考え方が強いというか、広がっているそうです。

この「日本語対応手話」というのは、手話を表現しながら、口形表現を併用する方法を言っているのだろう、と思います。「日本語対応手話」というのは、言い方として不正確で「口形併用手話」というのが正確だろう、と私は思っています。

「日本語対応手話」という言い方だと、口を閉じて、手話だけで、しかし日本語の表現に対応させて話しかけること、と誤解されます。そんな話し方をするろう者には会ったことがありません。

口を閉じて手話だけで話す場合は、手話ははっきり日本語と違った文法で表現されます。先ほど言いましたが「飲み過ぎでは」「まだまだ」「いや、まだ大丈夫」の意味の手話がそ

うですが、わかりやすい違いで説明しますと、能動態、受動態での日本語と手話の違いです。

日本語には「私はあなたに言う」「あなたは私に言う」という能動態の言い方と、「あなたは私から言われる」「私はあなたから言われる」という受動態の言い方と、二通りの言い方があります。これは英語でも同じです。

しかし、手話の場合は、もっと自由なのです。例えば自分が相手に「言う」場合。相手が二人いたら「二人に言う」と「言う」の単語が二通り繰り返されます。もう少し相手が多かったらそのイメージに合わせて「言う」の単語数と方向が増えます。

逆に相手が一人で自分が「言われる」場合は、「言う」の単語を相手の位置から自分に向かって表現し、それが「言われる」意味になります。相手が3人の場合は、3カ所から言われるイメージで「言う」の手話が3回、別々の位置から繰り返されますし、多数で議論するような場合は、両手を使って、いろいろな位置からいろいろな方向に向かって「言う」の手話が繰り返されます。能動態と受動態と言う分類はできません。日本語でも英語でもどこの文法にも属さない方法です。この手話表現は、イメージが具体的に伝わりますので、この表現がわからないろうあ者はいないと思います。

話の全体を「言う」「言う」（「言う」の手話を円状に繰り返しながら）と手話だけでやる人たちもいますし、後でまた説明しますが、それにプラスして「言う・言う・言う・言う・・・」と口の動きを併用するやり方、手話で表現しながら「言う」「言われる」と日本語の口形が入ってくるやり方、手話の表現は、本当にいろいろです。

手話というのは、明治の終わりごろの日本語がそうだったみたいに、まだまだ地域によって、年齢や個人によって、違ってきます。

例えば、大阪の手話で「おいしい」という手話表現はこのようになります（手であごをなでる表現）。東京では「おいしい」がこのような表現に変わります（手で頬をたたく表現）。東京の手話で「ほっぺたが落ちるほどおいしい」というのは、大阪では「もったいない」というイメージが強いのです。

年齢によっても手話の表現が違います。若い人たちの手話と年配の方の手話では、やはり微妙に違ってきます。

さらに言えば、卒業したろう学校ごとに少しずつ手話表現が異なります。きちんとした調査はありませんが、私のイメージでは、出身ろう学校によって手話が少しずつ違って来るように思います。

しかし、「これは何々手話だ」「これは何々手話だ」と分けられるのかというと、分けられるとは思いませんし、分ける必要もないと思います。いろいろな違いはあるが、全体として日本の手話。ろうあ者同士の手話ならそれで通じます。わざわざ「何々手話」と分ける必要はないというのが、私の考えです。

「日本手話、日本語対应手話」という考え方は、ろうあ者を分断させる考え方になってしまう恐れはないか、と思うのです。

日本語でも同じではないかと思います。地域によって言葉が違うことがある、世代によって違うこともある。我々の世代では、少しわからないような言葉を若者から言われることがあります。しかし、すべて日本語でしょう。

あるいは、飲みながらしゃべる時の言葉。言ったら失礼ですが、大学の先生が論文を書くときの日本語、その先生が飲み屋でいい気持になってしゃべるときの日本語、論文の文章と飲み屋でのおしゃべりの日本語が同じかということ、はっきり違うと思います。同じだったらおかしいでしょう。日本語には、地域による違いもあれば、世代による違いもあり、個人差もあるし、話の場や相手による雰囲気によって違ってくる場合もあると思います。しかし、それを全体として「日本語」と言っていると思うのです。

手話にもいろいろな違いがある。口形併用の場合は、日本語を取り入れた表現になることも多いが取り入れ方にも違いはあるが。しかし、全体として「日本の手話」であるとして良いのではないかというのが私の考えです。

この口形表現部分を借用語のようなものとする見方もあるようです。手話の中に日本語を持ってくる方法、日本語で外国語を借用している場合と同じではないか、というイメージです。しかし、私は、簡単には決められないと思っています。音声言語同士の場合と手話言語と音声言語の場合とを同一視してよいかどうか、疑問があるということです。

あわせて言うと、昔の貿易関係なんかの原因して複数の言語が混用された言語、例えば英語などに地域の言語が混用されてできた言語についての研究があります。

最初の世代の混合的英語などについては「ピジン語」、その環境で生まれ育った次世代のこなれた言語を「クレオール語」と言うのだそうですが、この「ピジン語」「クレオール語」についての研究を手話に当てはめる考え方もあったようです。

しかし、聴覚を通じて習得してゆく音声語についての研究と視覚を通じて習得する手話についての問題を同じように考えてよいのか、借用語という考え方に対するのと同じような疑問を持っています。手話の問題は手話を整理分析して考えたいと思うのです。

話を戻して、言葉というものはいろいろです。日本語でも英語なんかを借用する場合だけ見てもいろいろあります。手話の場合もいろいろ、私も手話だけでしゃべる時もありますし、手話と一緒に口形を100%近く併用する時もあります。手話と口形併用が5割、手話だけの表現が5割といった感じのときもあります。無意識のうちにいろいろな方法を使い分けています。この方法だけでやるというふうには決められません。

日本語の場合での借用語でも、借用の仕方はいろいろです。私がよくお話しするのが、野球用語です。野球用語というのは、英語からの借用語だけの場合と、同じ意味の英語の借用語と日本語とがセットになっている場合と、日本語だけしかない場合と、三つの用語があります。不思議なのですが三通りあります。

昔は、「敵性語」ということで、「ストライク」「ボール」と言えなくて、「良し一本」「駄目一本」と言っていたそうです。今も「ストライク」「ボール」を意味する日本語はありません。「セーフ」というのも「アウト」というのも英語だけです。その一方で、「ヒット」

は「安打」という日本語がセットになっています。「ホームラン」も「本塁打」という日本語があります。どちらも同じ意味の二つの言い方があります。

日本語だけで英語を借りていないの也有ります。不思議なのは「三振」です。「三振」は、「ストライクアウト」という言葉だと思ひますが、似ているようでイメージがかなり違っていると思ひます。

調べていただければわかるかと思ひますが、日本語だけで英語に対応するものがなかったり、日本語と英語表現と両方あってきちんと対応している言葉も有りますし、英語だけの表現しかない場合もあるというふうに、三通りに分かれて有ります。そんな野球用語も、ストライクやボールなどの英語からの借用語を含めて、全部が日本語です。

口形併用手話についても、口形による日本語の入れ方がいろいろあるわけですが、全体としては日本の手話だと思ひたいのです。

話しが難しくなりました。子どものときの話に戻ります。私の手話歴・口話歴の中で、先生から怒られた経験が二回有ります。

一つは、「松本、おまえ口話だけはダメだ。手話が必要だ」と怒られました。もう一つ、「松本、おまえ手話だけはダメじゃないか、なぜ、口でやらないのだ」という逆の怒られ方もしました。同じ先生からです。

市立ろう学校は、クラスによって手話だけであったり、口話だけであったり、いろいろ有りました。放課後の話は手話ですが、時には私の方に混乱が有りまして、手話クラスの友達に口でしゃべりかけたこともあったのです。通りかかった先生が見て、「どういふことだ、失礼ではないか。松本くんは手話を知っているのに、相手は口話を知らないのに、どういふ話し方が必要かわかっているのか」と怒られたのです。

もう一つは、同じような場面で若い先生と話していた時です。「松本、手話だけで何をやっているのだ」と同じ先生から怒られました。話していたのは新しい先生でした。手話を知らない採用ほやほやの若い先生でしたが、私は、習慣的に手話もわかるはずと思ひ込んでいて、手話をメインに話をしたのだと思ひます。そして、通りかかった先生に「失礼ではないか、手話を知らない先生に対して、なぜ、声で言わないのか」と叱られたわけです。

怒られたその先生は、手話通訳者として有名な方です。日本で手話通訳者のベストスリーに入るといふ方でした。口話もできる、手話もできる、手話通訳もできるという先生でした。つまり、言葉は、相手に合わせるのだといふことを、子どもの時から教えてもらったわけです。そんな環境の中で育ちました。

弁護士になると、いろいろなろうあ者が来られます。今は年を取って減っていますが、若い時は聞こえる人が8割、ろうあ者が2割という感じで来られていました。ろうあ者については、特に昔は、ろうあ者もいろいろな方が来られました。

例えば大阪府立生野聾学校（大阪府立生野聴覚支援学校）を卒業したろう者が相談に来られた場合、こんな感じの方も来られたことがあります。「(ゆっくり口形だけで) 私は、

名前は、松本、と言います。相談に、来ました。よろしく、お願い、します」と口話だけで言われるろう者です。手話は通じません。昔は時々おられました。

もう一方で、「私の名前は、松本です。相談したいことがあるのです。助けてください」（手話で示す）と、まったく口を動かさず、手話だけでお話しされる方も来られます。その中間に手話プラス口形と、本当にいろいろな方が来られました。

一人だけのろうあ者の弁護士ですので、どんな人でも話を掴んで相談します。私は、弁護士になってから、手話もですが、特に口話の読み取りが少し上手になったのではないかとと思っています。

そんなふうに、昔は、手話と口話と、卒業したろう学校で分かれていた感じで、コミュニケーションにも違いがあったと思いますが、ろう学校に関係なくろうあ者同士が集まる中で、次第に変わってゆき、今は手話で、部分的に口話併用という感じの人が増えていると思います。しかし、私としては、すべて同じろうあ者です。日本の手話です。分けてはいけない、すべて同じ仲間だと思っています。

昔のろう学校について少しお話しします。

今はだんだん変わってきて、手話も認められてきていますが、昔のろう学校は口話だけというのが普通でした。先ほど言いました生野ろう学校もそうです。

小さい子どもは親が連れてろう学校に通います。そして、親も先生からいろいろ教わって、子どもに対して厳しい口話訓練をします。大きくなったときに困るからと、口で話ができる、口で話が読み取れる、そんな大人になることを目標にします。先生から言われて、親はそれができると思い込むわけです。

前の話ですが忘れられないことがあります。あるろうあ者から、ろう学校小学部の2年か3年の時の思い出話をされたのです。子どもの時、夏休みの宿題に「何かを育てる」という、例えばお花を育てるとか、木を育てるとか、何かを植えて育てるということが出たわけです。その子は、朝顔の花を育てようと思いました。苗を買ってもらって、毎日、朝一番に起きてお水をあげていたそうです。1ヵ月ぐらい経ったころ、朝行ったら咲いていたのです。きれいなお花が咲いていて、びっくりしました。その女の子はとてもうれしかったのです。台所に走って行って、料理中のお母さんをつかまえて「お母さん、お母さん、朝顔の花が咲いているよ」と口話で、つまり声で言ったそうです。

こんな場合のお母さんの反応は二つに分かれると思います。

聞こえる子供なら問題はありません。聞こえない子どもでも「どこ、どこ」と一緒に見に行くと、「きれいね。すばらしいね」と一緒に喜ぶのが普通だろうと思います。

しかし、もう一つの対応があると言うのは、そのお母さんがそうだったのですが、子どもが言い終わった途端、「ちょっと待って、もう一遍言っごらん」と言うのです。「あさがおの、はなが、うん。もういっぺん言っごらんなさい」と発語の指導になってしまうわけです。

聞こえない子どもの発声は「な」と「だ」が似ていて、耳で聞いたら「あさがおのはな」

なのか、「あさがおのはだ」なのか不明瞭だったわけです。それを教えなくてはという考え方もあるかもしれませんが、本当にうれしかったときにお母さんは一緒に喜んでくれなかった。口話の訓練になった。子どもにとっては本当にかかりすぎる経験だったのではないのでしょうか。そのような経験から、口話は絶対嫌いだと思い続けて大人になったのだそうです。そんな人もいます。

その逆のようで、似たような結果になる人もいます。今、増えているのは、ろう学校の経験がないか、または幼稚園の2、3年間だけろう学校に通い、あとは一般の学校に入る人たちです。周りにはろうの友達がいないわけです。幼稚園時代にろうの友達と遊んだ経験があったかもしれませんが昔の話、小学校に入ってからは、ろうの友達と一緒にいることはない。どうなるかといいますと、自分では比較はできないのですが、自覚があるかどうかもわからないのですが、いつも一人ぼっちになってしまうのです。みんなが笑っている、わっと盛り上がっているときに、自分だけわからない。「何で笑っているのだろう」とわからないまま耐えるだけなのです。

まわりの友達に聞いたらもちろん教えてくれます。紙に書いてくれます。しかし、後で「こういうお話があったの」と書いてもらっても、あらためて自分一人だけが遅れて笑う、ということができませんでしょうか。いや、よけい寂しくなるだけです。そんな経験を重ねていく、大学に入る。最近の大学では手話サークルが増えています。それで手話サークルに誘われるわけです。サークルに入って手話の勉強を始めます。

変な話なのですが、ろうあ者が、聞こえる人たちから「手話のいろは」を教わるわけです。そして、だんだん手話ができるようになります。

大学に入った後、手話を覚えて、生まれて初めて、みんなと一緒に笑うことができる、みんなと一緒にディスカッションができるようになるわけです。一人ではなくなるわけです。

その過程で、朝顔の花の人とは別の意味で、過去の口話、過去の自分が嫌いになり、否定するようになってしまいます。

そんな経験を持つ人が、私の関係する福祉施設の就職試験を受けられることがあります。聞いてみると「口話はできます。声も出せます、ちょっと聞こえます」と言われる。しかし、面接のときは「応答には声は出しません。手話で答えますので通訳をお願いします」とはっきり主張される。それはそれでかまわないのですが、仕事では、手話を知らない家族が面会に来られることがあります。職員から簡単な報告説明が必要になりますが、簡単なことは直接会話した方が親しめる場合があります。例えば「あなたの声は80%位は通じるから、簡単なことは自分でやってみないか」と言う人断る人がいます。それならこの施設に入りませんとなる。「声で話すことには、嫌な経験を持っているから」と言うのです。手話と切り離された環境で育った孤独な経験がトラウマになっているわけですね。

そんなトラウマの原因をなくしていく、ろう学校でもどこでも、ろうの子どもには同じろうの子どもも集団を保障し、自由に手話で話しができる環境を保障する、そういう社会を

つくっていくこと、それが差別をなくし、合理的配慮を確立させ、最終的には共生社会をつくるこの要素の一つになるのではないかと考えております。

併せて申し上げますと、共生社会という言葉ですが、私には正確な意味が掴めていませんが、共に生きる社会のことですね。それは、例えば、手話通訳制度があって、きちんと保障されたら良いのか、そうではないと思います。みんなが集まる所なのになかなか通訳者を呼べない場合もあります。通訳者はいるが、たとえば「一緒に笑えるかどうか」と聞かれたら、ちょっと・・・と思う場合もあります。

私の経験からいいますと、たとえば相続をめぐる親族会議です。親が亡くなって、家族や近い親戚が集まります。遺産分割などの話をします。その中にろう者が一人いるとその人だけ話のやりとりがわかりません。結論だけ書いて示すケースが多いのです。今のろう者はしっかりしているので、会議の前に「通訳の人を呼びたい」「電話で頼めるよ」と言いますが、他の家族・親族が賛成しない。「内輪の問題だから」と言うわけです。「喧嘩になる場合もあるし」と言われたり、理由の説明なしに「まあ、まあ」の繰り返しだけで拒否されるときもあります。

拒否される理由で共通するのは、「第三者はダメ」ということです。ろう者の立場では、その考え方はおかしい。通訳者には守秘義務がある。しかし、身内のごちゃごちゃを自由に話するとき、通訳者でも誰でも第三者には同席されたくないという気持ちも、それはそれでわかります。では、将来的な解決目標はどういうことか。ろう者のいる家庭では、家族みんなが手話ができて当然と言う考え方が必要だと思うのです。ろうの子どもには小さい時から同じろうの子どもと触れ合い、自然に手話を獲得できる環境がある、その家族には手話を習得して当然とし、また習得できる環境がある。ろうの子どもがトラウマなんか感じることはありえない、そういう社会が共生社会であることの一つと思うのです。

もう一つ言いますと、ろうあ者にとって本当に気持ちが解放され、すっきりする場所は、自由に手話で話ができる集まりです。聞こえる人がそこに入ってもいいのですが、基本的にはろうあ者の集まりでしょう。そこでろうあ者同士が手話で自由に話をする、難しい話をしている人もいるし、一杯飲みながら馬鹿話をしている人もいる、そのような場所が必要だと思います。

そのような場所とはどこかということ、日本ではろうあ者の団体があります。全国的には「全日本ろうあ連盟」があり、各地域の組織があります。そこにはろうあ者が集まってきます。それも手話を権利として守る、共生社会であることの実例の一つではないかと考えています。

手話で自由に、気を使わず話のできる場を保障する、毎日は無理かもしれませんが、月に1回、2回でも、そのような場所に集まる、そこにも大きな意味があるのではないかと 생각합니다。

そんなこともきちんと見てゆきたい、そんなふうに考えています。

あちこち脱線ばかりでしたが、ここまでで時間ですので、私のおしゃべりはこれぐらいで終わらせて頂きたいと思います。よろしく願いいたします。

○河崎部会長 ありがとうございます。それでは、ただ今のお話について、何かご質問はありませんでしょうか。

○委員 松本先生のお話をお聞きしまして、先生が8歳のときに耳が聞こえなくなったとお聞きしまして、私も8歳のときに目が見えなくなったので、とても親近感を感じました。

質問が二つあるのですが、一つは、今のお話の中で日本手話と日本語対应手話と分けるよりも、手話は一つなのだと。分けることに問題がある、むしろ分断を持ち込む考え方ののだというお話だったのですが、私が20年前ぐらいに付き合っていたろう者の方がいて、その人は亡くなりましたが、「日本手話が崩壊することに非常に危機感を感じていた」とおっしゃったのです。「日本語対应手話は、結局は健聴者の手話で、ろう者の手話とは違う」という言い方をされていたのですが、それよりお年寄りのろう者の中で、日本語対应手話に危機感を持っているという人が今もおられるのかどうかをお聞きしたいのです。

つまり、手話言語条例を作るときに、どのような手話なのかというイメージがないと、結局、ろう者を横に置いておいて、健聴者の考え方で日本語対应手話の話に進んでしまうと、ろう者にとっては非常に困った状況になるかもしれないと思っております。現実当事者で、日本手話、日本語対应手話、どちらでもいいのだという考え方が主流なのか、それとも、日本手話を大事にしたいという考え方が主流なのか、多分、これは調査があればすぐにわかるのですが、あるかないかわかりませんので、松本先生のご意見をお聞きしたいです。

もう一つの質問なのですが、鳥取県の条例を読んでいたのですが、6種類の条例を全部読みましたが、鳥取県だけは、「鳥取で育った手話を守る」という条文があります。音声言語もいろいろあって、いわゆる共通語があって、大阪弁があり、東京弁があり、鹿児島弁がありと、地域によってそれぞれ言葉が違って来る、ごく普通の状況なのですが、鳥取県が、わざわざ鳥取の手話を守るという表現をしていることに対して、もしかしたら、日本手話を守るという意味なのか、それとも別の意味で使っているのか、もし、思い当たるようなことがありましたら教えてください。本当は先生に聞くのではなく、鳥取県に行って聞くとわかる話なのですが、先生のご意見をお伺いしたいと思います。

○河崎部会長 ありがとうございます。松本先生、いかがでしょうか。

○ゲストスピーカー（松本弁護士） 2つ目のほうは、私にはわからないので、鳥取の人に聞いていただくしかないと思います。ただ、鳥取の手話を守るというときの手話とは、手話だけの場合の手話なのか、口形も入った手話も含むのか、どんなイメージがあるかという、おそらく区別はないと思います。口形が併用される場合でも、その手話が鳥取独特の手話なら、その手話を守る。口を動かさなくても、動かしても、手話が同じで、鳥取で使うものならその手話を守るということだと思います。

次に、日本語対应手話の意味ですが、私には日本語対应手話というもの、そのものがよ

くわからないです。日本語のとおりだが、口を動かさずに手話だけで日本語のとおりに表示するという意味でしたら、そのような手話を見たことはありません。また、日本語をしゃべりながら、日本語を普通にしゃべりながら手話も表現するという意味でしたら、聞こえる人なら、そして相手がろう者と聞こえる人と両方で、そのことを意識して声を出しながらしゃべるといふ形でできるかもしれませんが、どうしても声でしゃべるほうが主になって、手話が中途半端になると思います。何となくわかりますが、半分わからないというイメージの手話です。それを日本語対应手話というのか、そうではないと思います。聞こえる人は、声でしゃべりながら、同時に部分的に手話をつけていく、ろうの人にも見ってもらって少しでも理解してもらおうというカタコト的な手話だと思います。手話とは言えません。音声言語です。

ろうあ者の場合は、声での話ではできません。自分がどんな声を出しているのか、自分でわからないのです。相手に届いているのかもわかりません。わかるのは、口が動いているかどうかだけです。口を動かしながら、例えば「朝」という手話の場合は、握りこぶしを握ってこめかみのあたりに当てて、握りこぶしを枕のイメージにして頭を上げる。枕から起き上がるというイメージの動作で表現するのですが、「朝」と一緒に口で「あさ」と言った場合、それがどのような手話なのか、ろうあ者の手話ではないのかということ、それは普通の手話です。黙って口を閉じて、手話だけで「朝」と握りこぶしを離すという表現もありますし、口形をつける「朝」の表現もあります。

昔と違って、今は日本語を知っているろうあ者が増えています。口形併用の割合も徐々に増えてきています。しかし、一から十まで全部日本語どおりに口を動かしているろうあ者はいるかということ、相手が聞こえる人で、意識的にそのようにしている場合は別として、普通のろうあ者同士の会話の中で100%日本語としての口形が動いて、また、その中で手話もきちんと表現できるか、それが相手のろうあ者に通じるかということ、そのような方はほとんどいらっしやらないのではないかと考えています。

そのような意味で、日本語対应手話というのは、私には何かわからないのです。手話を表現する、その中に口形の日本語が一部入ります。入りますが、そのように変わってきていますが、それもろうあ者が普通にやっている手話です。口形なしの手話で話すろうあ者もいます。しかし、どちらも普通のろうあ者が普通に話している手話なら、それが手話だ、ということだと考えるのです。理解していただきましたでしょうか。

○委員 僕自身が事象を知らないで、頭の中で考えているのでわかりませんが、松本先生がおっしゃることについてはわかりました。ありがとうございます。

○河崎部会長 ありがとうございます。時間が迫ってきているのですが、もし、何か質問しておきたいと思われる方がおられましたら、挙手をお願いします。よろしいでしょうか。少し時間が回りましたので、時間があればもう少し聞きたいという方がいらっしやるかと思いますが、今回のゲストスピーチ並びに質疑については、これで閉じさせていただきますと思います。よろしいでしょうか。貴重なお話をどうもありがとうございました。

それでは、次の議題4に移ります。議題4について、事務局から説明、よろしく願いいたします。

○事務局 それでは、議題4につきまして、資料6に沿ってご説明をさせていただきます。

資料6、手話言語条例の制定等に向けたスケジュール案等についてご説明をさせていただきます。

本日、第1回検討部会で、松本先生ありがとうございました。お話をいただいた内容等をもとに、今後条例制定に向けて、8月31日までに部会を4回開いて検討を進めていこうとしております。6月15日に第2回検討部会、その場において、手話言語の普及に向けた取組みについて、「当事者、健聴者の視点からの課題と方策」と銘打ってご議論いただくかと思っております。

7月20日、第3回検討部会において、第2回の部会でご議論いただいた内容をさらに深める論点整理を行わせていただきます。その際、ゲストスピーカーをあらためてお呼びしまして、第2回のご議論の内容を踏まえて、ご相談をさせていただきながら、ゲストスピーカーについて決定をしていきたいと思っております。

第1回から第3回までのご議論を踏まえて、第4回で部会としての提言の取りまとめをお願いしたいと思っております。提言の内容としては、条例の方向性と手話言語の普及に向けた取組みの方向性について取りまとめていただくかと思っております。

その後、9月、障がい者施策推進協議会に提言をご報告させていただいた後、9月に庁内での調整等踏まえて、10月に条例（骨子案）のパブリックコメントを行いまして、3月に条例の制定を決めさせていただき、手続きを進めていこうと考えております。

つきましては、第2回の部会において、特に議論していくべき内容などございましたら、よろしく願いいたします。

○河崎部会長 ありがとうございました。それでは、今後の会議における議論の方向性及びスケジュールについて、何かご意見、ご質問等がありましたら、お出してください。よろしく願いいたします。

○委員 7月20日のゲストスピーカーというのは、誰がやられるというのは決まっているのでしょうか。

○事務局 まだ決まっておりません。第2回のご議論の内容を踏まえて、あらためて会議の場ではなく、書面等通じてご相談をさせていただいてゲストスピーカーをどなたにするか決めていこうと考えております。

○委員 わかりました。

○河崎部会長 そのほか、いかがでしょうか。どうぞ。

○委員 議論の方向性についてですが、テーマが「手話言語条例」ということになっているのですが、手話を普及するとか、守るとか、手話で学ぶとか、手話を学ぶとか、そのようなことだけでいいのかどうか。手話というのは、意思疎通をするための手段ですので、コミュニケーション保障という観点での議論が必要でないかと思っております。ぜひ、そ

のような方向性を打ち出してもらいたいと思っております。

それと、「ろう者の定義」をやっている条例があるのですが、1カ所か2カ所だったか、ろう者を定義しているのですが、手話を使っているのがろう者という定義なのですが、手話を使っているのは別にろう者だけではないのです。盲ろう者、目が見えなくて耳が聞こえない、両方に障がいがある人で手話を使っている人はとても多いわけです。ただ、それを「手話」と呼ばずに、手を触わって読み取りますから、「触手話」と、弱視の場合は、1mぐらいに接近して手話を読み取りますので、「接近手話」と呼んでいます。単なる手話だけでなく、「触手話」「接近手話」という言い方をするので、手話言語条例の「手話」というのが、一般的に言うと、遠くに離れていて手話通訳者がいて、それを見て、コミュニケーションの手段の一つとして図るという、そのように多くの人が思ってしまうかも知りませんので、ろう者の中に盲ろう者も含むという観点、手話の中に触手話、接近手話も含むという観点での議論をお願いしたいと思っております。

○河崎部会長 ありがとうございます。

○委員 先ほど委員がおっしゃったことは、すごくよくわかります。ただ、すみ分け、整理の必要があるかと思えます。三つあります。

一つは、障害者総合支援法の中で、「意思疎通支援事業」があります。つまり、コミュニケーション支援のための事業としてあります。

二つは、障害者差別解消法があって、「合理的配慮」も似たようなものを含んでいるかと思えます。

三つは、「情報コミュニケーション法」に向けて取組みを行っているところです。全日本ろうあ連盟と全国盲ろう者協会、日本盲人会連合、全日本難聴者・中途失聴者団体連合会、四つの団体で、情報コミュニケーション法の成立に向けての取組みを行っているところです。

どのような内容かといいますと、点字とか、盲ろう者に行う触手話通訳とか、難聴者のための要約筆記とか、ろう者の手話通訳ですとか、それに関わる法律を作るために向けて話をしていることです。

そして、今回の手話言語条例、つまり、聞こえる人には音声言語がある、日本語を獲得している日本語があります。しかし、ろう者は、非音声言語を用いているわけです。手話を獲得していますが、その手話に対する制度がまったくありません。新しく作らなければならないという意味で、手話言語条例を作ろうと思っておるわけです。その目的が整理されているのだと思えます。ろう者だけという、難聴者を関係ない、ないがしろにしているわけではないのです。その人を支援する法律も、それはそれであって、三つともやらなければならないことだと思っています。

○河崎部会長 いかがでしょうか。

○委員 おっしゃっていることは非常によくわかります。私が申し上げたのは、難聴者も含むという意味ではなくて、手話言語によるコミュニケーション保障をするという観点だ

ということです。つまり、6県の条例を読んでいるのですが、手話通訳の派遣とか、そのようなことを書いてあるわけです。ところが、コミュニケーション保障をするという観点が抜けているような気がするのです。手話通訳を何のために派遣するのか、それは「コミュニケーション保障をする」という根本的なところがあると思います。そのような認識、観点を含めた議論をしてほしいということです。

○河崎部会長 ありがとうございます。

○委員 まず、一言申し上げる前に、私たちろう者4人がここにおりまして、机の配置がこのようになっているとおり、目で見て情報を得るのが難しいです。ろう者の場合は目で見て情報を得ますので、ろう者同士の話し合いの場合には、お互いの発言の手話が見えるような席の配置をお願いしたいと思っております。

委員のおっしゃったことの中で、私たちろう者としてイメージを持っているのは、手話によってコミュニケーション保障をされる、確かにおっしゃるとおりだと思えました。ただ、先ほど府からの説明があったように、国連で条約の中で、手話が言語であると認められました。日本にもそれが法律（障害者基本法）に入りました。言語である、それは大きな意味があると考えております。いわゆる日本語には書き言葉、音声ごと話し言葉というのが日本語の中にありますが、ただ、手話は言語の位置付けがなかった。言語という意味は、手話が新しく言語に入ったので、書き言葉、音声言葉の日本語プラス手話というものが日本語の中にあります。手話が言語であるということを大切にしたいと考えています。

言語だから、当然、国民は言語として教育を受けねばならない、自分で身につけて話ができるなければならない、自然にそのような問題が出てきます。しかし、今のままだったら法的に守られていないこととなります。到達点としては、手話言語法というものがあって、各市、各県の中で、大阪府という地域にあわせて手話を普及していく。いろいろな制度、今回、資料もたくさん出していただいておりますが、それを見ますと、手話はコミュニケーション手段である、それに適応した制度が作られていくわけです。

資料3の表の縦に書いてある部分は、意思疎通支援の保障の面であって、手話が言語であるという以上、手話で学んで、手話を教わって、手話を保障するということが資料3の表の一番上の横欄のところでは。

今、手話というのは二つの考え方があって、一つは、言語であるので、言語である位置づけをもう少し強く表わしていきたいということ、基本的には日本語と同じという考え方を持ってほしいということが一つ。

もう一つは、ろう者、聞こえる人も同じで、手話を必要とする場合で、そのような場面では、お互いに言語の一つとして手話で話すことができるような保障をしてほしいということです。それは、手話を含めた触手話、点字、いろいろな障がい者によってコミュニケーションを取る、そのような方法をすべて含めて、コミュニケーション情報保障という部分と、手話が言語であるという考え方の二つに分けたいと思っております。

○河崎部会長 よろしいでしょうか。いかがでしょうか。今のお話を伺っていただきまして、私

なりにまとめてみますと、日本語というのが言語として認められてきた、だから、日本語というものを保障する際には、聞こえなくて日本語がわかっていますよという人には、目で見てわかるように書いたものを示していく、読むことができない、見えない人に対しては、聞いてわかるように日本語を保障していく、そのようなところがコミュニケーション保障として、日本語についてはこれまで成り立ってきている。

しかし、手話というものが言語として認められていなかったので、手話をどのように保障していくかということについては、新たな取組みになってくる。その基本として、まずは手話を言語として認めるという条例を、後に成立を目指していきたいというのが基本にあるのが一点ということだと思います。

おそらく委員もそのことは重々わかってくださっていて、その上で触手話については、触手話を持って生きる人、触手話という言語を大事にして生きる人の場合には、やはり手話なのだから、手話保障という中に触手話というのを大事にする存在も含めていく。盲ろう者もそこに加わってくるのではないかという点を示したいという形で言ってくださったように理解いたしました。委員、よろしいでしょうか。

○委員 今、部会長がおっしゃったとおりなのですが、別に条文に書かなくてもいいのですが、書かないと、書かないことが独り歩きするのです。触手話は手話なのですが、条例で保障されている手話とは違うという変な解釈をする人が出てきたら困ります。条文の中には入れるべきで、括弧書きでもいいので入れるべきだと思っております。

コミュニケーション保障という観点が必要になっているというのは、「手話が言語だ」と決めてしまえば保障されるという考え方もありますが、例えば音声言語は言語なのですが、「音声言語を保障する」と普通は言いません。当たり前のようになっています。しかし、文字言語については保障される状況はあるわけです。まず、学校で教える。学校で音声言語は基本的には教えませんから、一般に使われている「音声言語をコミュニケーション保障しろ」というのはあまり言わないのですが、文字とか手話というのは、保障という観点がないと、後にさまざまな権利が押さえられてしまうという、そのような心配をしているだけです。

当事者の方が別にかまわないというのならかまいませんが、少し心配な状況があるので、やはりコミュニケーション保障という観点が必要かと思っております。条例でやるべきだと言っていますが、障害者基本法できちんと言語という意味は規定されていますから、それをまったく否定するようなことにはならないと思います。条例ではもっと具体的に手話をどのように広げるのか、何のためにやるのか、そのような姿勢が欲しいと思っております。

○河崎部会長 ありがとうございます。そのほか、ご意見やご質問はないでしょうか。はい。どうぞ。

○委員 手話言語条例のあり方をみますと、私としては、コミュニケーション保障以前に、「手話という言語」が一般の市民、府民に広く普及できる、そのような条例であるべきだ

と思っています。

例えば手話を勉強している聞こえる人たちがいます。その人たちが、将来すべて通訳者を目指しているわけではありません。自分の身近に聞こえない友達がいる、だから手話を覚えたいとか、それぐらいの気持ちでも関心を持ってもらう、そのときに手話を学ぶ場がある、そのような環境づくりが大切だと思っています。

もう一つ、学校教育現場において、鳥取県の条例では、学校の中でカリキュラムの中に手話を入れるように努力しており、独自のテキストも作っています。教育関係は条例ではなく、国の手話言語法の範囲に入るのかもわかりませんが、府立の学校の範囲で、手話をもっと学校の中に、教育の現場に広めていける、そのような内容も含めていただきたいと考えています。

○河崎部会長 ありがとうございます。大切な意見を次々といただいております。ほかに、いかがでしょうか。はい。どうぞ。

○委員 先ほどの松本先生の話とか、いろいろ聞かせてもらって、私どもは市、市町村ということで、例えば市で手話通訳の養成とか、市民の方にいろいろ啓発をする立場になります。

先ほどからいろいろお話を聞いていて、本当に手話はなかなか教育とか、市民方に広く伝えられていない現状で、私自身も、市役所に手話通訳士がいるので、ろうあ者の方もよく来られるのですが、通訳がいないと帰るようなところがあって、せめて、「何時に帰ってくる」とか、「後で連絡します」ということが言えたらいいのかと思っています。

例えば朝礼とかで、簡単な手話なのですが、今、勉強しているところです。今後、いろいろな勉強をする機会とか、特に大人の方はもちろんなのですが、私たちも一生懸命勉強しているのですが、すぐに忘れてしまう、なかなか覚えられない現状で、きっと子どもならすぐに覚えるのだろうという気持ちがあって、学校などでしっかり教えるということができればいいと思いますが、やる立場になると、お金の問題とか、いろいろな困難なところがあるので、この条例の中で、何か実現できるような工夫みたいなところができたらと思います。

○河崎部会長 ありがとうございます。いただいたご意見は、次回の部会の重要なテーマの内容になってくるとお思いますので、原案作成に向けて取組みたいと思いますし、また、ご意見がありましたら、お寄せいただいたらと思っております。次のご意見、ご質問で最後になろうかと思いますが、委員、よろしく願いいたします。

○委員 今回、第1回目ということで、条例の制定に向けてスタートラインというか、お互いの共通点を確認しておこうと思っておりますので、あえて申し上げます。

まず、一つは、手話とは言語の一つであると、言語（手話を含む）と法律上記載されているわけです。手話は言語であるというのはわかるのですが、今日の松本先生の話にもありましたように、日本語に対する対立概念としての手話というのではなく、日本語と手話を分けるのではなくて、日本語のうち、ろうあ者の方たちが話し言葉として活用する音声

言語に代わる表現法としての手話と理解をしてきたのですが、手話という範囲をどのように考えるか、日本語という大きな体系の中での音声言語と、手話言語であると理解するほうが適切ではないかと思っておりますが、その点、もし、ご意見があればお伺いしたいのです。

もう一つは、今日の出ている資料5-1の裏面ですが、先ほど触れられたところもあるのですが、ろう者の規定が、日本ろうあ連盟のモデルの中では、定義のところ、「ろう者とは、聴覚障がい者のうち、手話を使い、日常生活をおくる者を言う」というモデル例が挙げられているわけですが、このように限定してしまうと、「ろう者」という言葉も誤解を招くのではないかと思います。聴覚障がい者の中には、聞こえの厳しい方もあれば、比較的軽度な方もいらっしゃる事実もありますし、同じろう者の中にも、手話を多く活用される方もあれば、場合によっては音声言語中心に語られている方もあるということで、「ろう者イコール手話を活用する人」と、これはあくまでモデルなのですが、この考え方については私自身は異論がございます。

○河崎部会長 今のご意見について、何か、ご返答やご意見、質問等ありましたら、お願いいたします。

一つのご意見として伺って、今後、進めていくということで、ありがとうございました。

ちょうど時間がまいりましたので、これで議論は一区切りとさせていただきます。後は事務局に、次回に向けてということで、お願いしたいと思います。

○事務局 部会長はじめ委員の皆さま、並びにゲストスピーカーの松本さま、本日はありがとうございました。

今回は、これをもちまして閉会とさせていただきますが、次回、6月15日を予定しております。また、開催通知をお示しする予定なのですが、本日、机の上にペーパーを一枚置かせていただいておりますので、6月15日に向け、事前に説明にお伺いしたいと思っておりますので、ご都合のいい日時をお示しいただきますよう、ご協力よろしくお願いたします。もし、予定がお決まりでしたら、そのまま記入していただいたものを置いて、お帰りいただいたら結構でございますので、お手数をかけますがご協力よろしくお願いたします。

それでは、以上をもちまして、「第1回 大阪府障がい者施策推進協議会 手話言語条例検討部会」を閉会とさせていただきます。

○河崎部会長 どうもありがとうございました。皆さまのご協力で、ちょうど時間で終わることができました。

次回に向けて、また、準備してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。事務局の方、どうもありがとうございました。(終了)